

平成29年加美町議会第1回定例会会議録第2号

平成29年2月21日（火曜日）

---

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	18番	米木正二君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

---

欠席議員（1名）

16番 伊藤信行君

欠員

17番

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼会計課長	田中壽己君
危機管理室長	三浦勝浩君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	内海悟君
税務課長	小川哲夫君

特別徴収対策室長	伊藤順子君
農林課長	早坂雄幸君
農業振興対策室長	太田浩二君
森林整備対策室長	猪股繁君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	藤原誠君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	佐藤敬君
子育て支援室長	武田守義君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	長沼哲君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	猪股清信君
総務課長補佐	伊藤一衛君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	和田幸蔵君
農業委員会会長	我孫子武二君
農業委員会事務局長	今野仁一君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	今野伸悦君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	小林洋子君
議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- 第 3 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について（平成 28 年度旧上多田川小学校改修工事請負変更契約の締結について）
- 第 4 議案第 6 号 加美町音楽技能修得施設条例の制定について
- 第 5 議案第 7 号 加美町小学校入学祝金支給条例の制定について
- 第 6 議案第 8 号 加美町総合計画審議会条例等の一部改正について
- 第 7 議案第 9 号 加美町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 8 議案第 10 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 11 号 加美町税条例の一部改正について
- 第 10 議案第 12 号 加美町行政財産の使用料徴収条例の一部改正について
- 第 11 議案第 13 号 加美町放牧場設置基金条例の廃止について
- 第 12 議案第 14 号 加美町指定地域密着型サービスの事業に人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 13 議案第 15 号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 14 議案第 16 号 加美町まちづくりセンター条例の一部改正について
- 第 15 議案第 17 号 加美町道路占用料等条例の一部改正について
- 第 16 議案第 18 号 市町の境界変更について
- 第 17 議案第 19 号 境界変更に伴う財産処分の協議について
- 第 18 議案第 20 号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 18 まで

午前10時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

16番伊藤信行君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番味上庄一郎君、2番猪股俊一君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（下山孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

通告4番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、最初に、地域おこし協力隊の現状と課題、今後の見通しについて質問いたします。

地域おこし協力隊の制度が平成21年度に導入され以来、平成27年度の時点で、全国では既に2,625人が673の自治体で活動しています。我が町では、現在7人の地域おこし協力隊が活動している状況にあり、新年度にはさらに新規で協力隊員を募集する予定になっています。現状と課題、今後の見通しについてお伺いします。

①地域おこし協力隊を受け入れてきたことによる定住につながった例と、つながらなかった例は。

②地域おこし協力隊を受け入れて以来、課題として挙げられることは、現在の時点でどんなことがあるのか。

③地域おこし協力隊の定住化のための対策について。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、伊藤由子議員の質問、地域おこし協力隊の現状と課題、今後の見通しについて、3点ご質問がございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

1点目は、地域おこし協力隊を受け入れてきたことによる定住につながった例、つながらなかった例はどういったものかというご質問でありました。

定住につながった例としましては、農業の振興に関する活動で受け入れましたお二人が定住につながっております。お一人は田原さん、この方は3年の任期を終えて六根舎を設立し、無農薬で天日干し乾燥による米を生産し、また、その米と宮城県産大豆を使用したみそづくりを行っております。青年就農給付金制度を活用しての就農であります。もう一方の石川さんにつきましては、任期終了後、直ちに就農したわけではありませんが、奥様、お子様と定住し、同じく青年就農給付金制度を活用して、現在はイチジクの生産加工に取り組んでいるところでございます。

定住につながらなかった例でありますけれども、本人の思い描いていた活動内容と受け入れ先での実際の活動内容が違っていたという例がありました。また、定住の意思があつたにもかかわらず、ご家庭のさまざまな事情があつて、どうしても定住できなかつたと、こういった方もおりました。それぞれそんな幾つかの理由で定住できなかつたということでございます。

2点目の地域おこし協力隊を受け入れて以来、どんなことが課題として挙げられるのかということでありました。

課題としては、定住するための仕事と住む場所の確保を上げることができると思います。現在の協力隊員募集については、定住支援に結びつけることがより可能な活動分野での募集を行っているところ です。

3点目、地域おこし協力隊の定住化のための対策についてお答えいたします。

農業分野においては、任期3年で協力隊員が農業で自活するということは、当然これは困難なわけです。任期終了後、直ちに個人として営農することを目標とせず、任期終了後も技術・知識修得の支援をいただくため、その受け入れ先として農業法人に依頼し、内諾を得ております。また、2年間の活動後に定住した方に対しては、家賃補助として町の補助金を交付しております。さらに、任期終了後に企業で働きたいという方については、町の無料職業紹介所において就職をあっせんする体制も整えております。

こういった形で研修後の定着、移住につながる取り組みを行っているところであります。また、協力隊員には、昨年仙台・東京会場に加美町単独で開催しました移住定住セミナーや、ふるさと回帰支

援センターが主催する「ふるさと回帰フェア」に、町のスタッフの一員として参加をし、来場した皆様方に加美町の魅力をお伝えし、移住定住のためのPR活動を行っていただきました。

このようなイベントに町のスタッフの一員としてかかわることによって、加美町への愛着を深め、移住定住につながっていくものというふうに考えておりますので、今後とも積極的に協力隊員にこういった移住定住のイベント等に参加をしてもらいたいというふうに考えております。

また、隊員の定住化を進める上で大事なこととして、担当職員が隊員一人一人と信頼関係を構築するという、そして将来について話し合いを行う場を持つ。隊員に寄り添った対応を心がけると、こういったことが大事だろうというふうに思っています。

実は、加美町の受け入れ体制については、大変県からも、そしてふるさと回帰支援センターからも高い評価を受けているところでございます。県の研修会で講師を依頼されるぐらいでありますので、大変職員が頑張っている隊員に寄り添って、定住化の努力を進めているということについてもお伝えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今回の地域おこし協力隊の7人にアンケートをお願いいたしました。これまで11人の延べ、きのうの報告ですと14人だったようですが、11人の協力隊員が加美町に来てくれています。その割には住民の認知度が低いのではないかと。目立たないところで音楽や林業やら、苦戦していることを知ってもらい、ともに地域おこしをしていく機運を高められたらと私は考えました。さらに、今後のために、これまでの経過や協力隊員の思いや要望、悩みから、改善策を見つけないかと考えたものです。

それで、今お話がありましたように、単純に定住したかどうかだけで評価はできないと思います。1ないし2年、長くて3年という短い期間に何らかの結果を残すのは、とても困難なことだと思います。定住にはつながらなかったけれども、こんな活動、行動が住民にとって印象深かったとか、刺激になった、あるいは影響を与えてくれたなどの例もあるかと思いますが、1例、2例くらいでよろしいので、そういった例について紹介していただければと思います。

○議長（下山孝雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） ひと・しごと支援室長です。

ご質問のこれまで隊員だった方、退員された方、こういったインパクトがあったかということなんですけれども、現在活動している隊員にも共通して言えますことは、まず地区の活動に積極的に参加

していただいたということ、地域の方もそれを記憶にとどめていると思います。例えば、地区の運動会、それから駅伝大会、また、小中学校の寺子屋事業ですね。それから、現在では小中学校のサッカー指導もされているということで、親御さんから大変喜んでいただいているということで、地域おこし協力隊といいますと、町全体にわたる知名度を図るといのはなかなか難しいようでございます。地域の方々の協力があって、そこに住まわれて活動をするというものですから、なかなか町民全体に活動を知っていただくというのは難しいんですが、町の広報あるいはホームページでも協力隊の活動の様子、これをお知らせしておりますので、そういったところでの周知はできているのかなと。ただ、広く町民全体に知っていただくということ、今後何らかの方法を模索していきたいと思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今回、その11人の方に5点のアンケートをお願いして、5人の方と面談することができました。

地域おこし協力隊として加美町を選んだ動機とか、きっかけが1点。実際に加美町で活動してみても気に入ったこと、気に入った場所、もの、習慣、文化等々が2点目。3点目が、担当分野の活動・仕事について、やってみてどうだったのか。予想外だったとか、見通しが持てないとか、いや、楽しくやっているとか、将来の希望とか、3点目。4点目が、受け入れ体制などの状況、感想や要望。5点目が、今後改善してほしいこと、できたらいいなと思っていること等々について、アンケートをお願いし、面談をさせていただきましたが、その中で、今すぐにも改善できるかなと思うことが幾つかありました。

その1つを紹介したいんですが、最終年度になってしまったら、もうなかなか間に合わないの、1年から2年目中に個々の活動状況と将来について、具体的に1対1で話せる時間とか場所があるといい。ぜひ、そういったことをやってほしいなというふうな要望がありました。任期終了後に経験を生かした就職先はなかなか少ない。誰もが通る悩みだけれども、相談のチャンスはほしいし、必要だというふうな声がありましたが、それについては今後どのように対処されるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） ひと・しごと支援室長です。

3年後、あるいは2年で退任される方もいらっしゃいますが、まず1年目につきましては、加美町の町民の方ですね。地域の方、それから町全体をまず知るということスタートラインにしておりま

して、2年目以降からは、例えば具体的に言いますと、農業ですと、3年過ぎてから自活して農業をしたい、あるいは生産組織の一員としてやりたいという考えの方いらっしゃいます。もう既にそういった方についてはそういった方向で行きますよということをお話ししておりまして、今後は定期的な会合などを持ちまして、本人の意思確認、それから受け入れ先とのマッチングといたしますか、そういったところをひと・しごと支援室としては取り組んでいく方向にございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 確認します。任期終了年度になる前に、1対1で相談しながら職員とでもそういう機会、チャンスはつくれますね。

○議長（下山孝雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） 毎月、隊員は活動日誌を翌月の初めに提出していただきます。来庁していただいて、その際いろいろな会話をしておりまして、本人の健康の様子もですけれども、将来的なもの、何か計画を持ってこういったことをやりたいんですという相談などもありますので、その際はもう逐一そういった関係機関との橋渡し役もしなくてはならないものですから、そういったところを取り組んでおります。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 農業分野について、先ほども触れていただきましたが、農業については協力隊が希望する形にマッチする受け入れ先があるとは言えない状況にあるのではないかと。そういうふう感じたという声もありました。今後、農業分野の協力隊を受け入れる見込みのある農業法人はあるのか、ふえていく見込みはあるのかどうかについて、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） ひと・しごと支援室長です。

農業に関しましては、個人農業経営者の受け入れは臨んでおりません。現在は、会社組織として行っている農業者、それから営農組合、それから集落営農組合、そういったところに受け入れを今していただいておりますけれども、今後もその受け入れ先、引き続いて2名あるいは3名となるかもしれませんが、お願いしております。ただ、そのほかに受け入れ可能な団体というのが現在ありません。残念ながら。そういった受け入れ側の団体組織、そういったものが結成されれば、今後ますますふえる、隊員の数もふやしていけるのではないかと考えております。



以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ぜひ、町から強力に発信していただいて、そういった受け入れ先がふえていくような方策を検討していただけたらと思います。

農業を希望して来た隊員の中には、きちんと自分のその行方を見定めている人もおりました。本人の目的意識というか、能力に委ねられる部分がすごく大きいのが、多いのが農業分野だと思うというふうなことをおっしゃっていました。

それと、そういった方もいれば、全く初めて農業の何たるかについて、初めて触れる。そういったことを手にすることも初めて、どんなふうに稲が育っていくのかについても、本当に発見の連続ですみたいなことをおっしゃっている方もいて、ばらばらなんですけど、受け入れ先にとっても悩ましい問題だとは思いますが。新屋さんにだけお話を聞いたんですが、ほかの農業法人の方のお話はちょっと聞くことはできませんでしたが、農業法人としての仕事のほかに、指導するとか、面倒を見るといふ仕事がふえていくわけですから、そんなに単純なことではないかと思いますが、ある農業法人の方のお宅にお邪魔したら、若い人たちが物すごく多く働いているんですね。それはとても意外でした。みんな若者でした。30代、20代の。そういった希望してそういった分野で働こうと思っている人たちはもっといるのかもしれないということを思わせられました。

それから、ぜひお伝えしたいのは、何人かのその農業に携わっている人たちの話の中で、加美町のその受け入れてくれている農業法人であれ、いろいろな個人であれ、農業への情熱とか、こだわり、思い、イノベーションを持っていることは予想外で、すごく感動したというふうなことをおっしゃっていました。これはすごい私も、ああ、ぜひこのことを加美町の受け入れている側の方たちにもお伝えしたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） 隊員さんからそのようなお話、実際私も受けております。また、受け入れ先側の農業未経験の方がいらしたんですが、そのやる気といいますか、情熱といいますか、農業に対する取り組む姿勢というのがすごいものがあるなというお話を受けておりますので、受け入れ側としてもそういった認識を共通して持っているものだとは私は思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 地域おこし協力隊が生き生き活動するためのポイントとして、茨城県潮来市が

提唱していることがあるんですが、それにならってちょっと作成してみた図があります。

1人の若い農業に携わっている協力隊員の思いの中にも、図らずも同じ表現がありました。「地域の方と協力するところと、自分が実現したいことを区別していけば、少しずつ自分がどんなことがやれるかが見えてくる」というふうな表現がありました。それで、ちょっと見ていただきたいです。

ちょっと雑な図ですが、協力隊員のしたいことを「w i l l」というふうに表現していました。したいこと、それから町が求めること、「m u s t」という表現が本当にふさわしいかどうかはちょっと私もよくわからないんですが、この町が求めることとしたいことのその重なり合ったところに、自分ができること、「c a n」という表現になっていましたが、できることがあるのではないかと。このところをしっかりと自分が見定めないと、一体何をどうやっていったらいいのか、よくわからなくなってしまいます。「1年目はとてもそれに苦勞して悩みました」というお話がありました。農業に限らないかもしれませんが、本当に町がどんなところをどんなことを求めている、自分のしたいことは何かということを見定めるために、1年はかかるということでした。ということをお話させていただくために、ちょっと図を紹介しました。

以上です。

それから、本当に地域おこしを真剣に考える人々が集う団体、NPO法人などができていけば、地域おこし協力隊もつながっていただけるのではないかと。その3年間の自分の協力隊としての経験の後に就労先を考えるという場面に至ったときに、一体どういうところに行ったらいいのかと、相談、先ほどそういった相談にも対応して相談に当たっていますというお話がありましたが、アンケートの中にはそういった今後、加美町の中にNPO法人とか、そういった真剣にまちおこしを考えるという人たちがきつといるかもしれないので、そういった人たちが出てくるような情勢、町の仕掛け、そういったことがあってもいいのではないかとというふうなお話でしたけれども、そういった点についてはどんなふうにお考えなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然、今多様な人材が集まってきています。非常にこの現在の7名、それから新年度5名募集予定しておりますが、既に4名決まっておりますが、非常にすばらしい人材が集まってきています。ですから、私は将来、さまざまな分野でいらっしゃった協力隊員が、みずから業を起こすという、農業に限らずですね。業を起こすということは十分考えられます。既にそういった明確な目的を持って募集をしてきている方々も、今回もいらっしゃいます。また、中にはそういった方々が一緒になって、協力隊員が数名一緒になってNPOを立ち上げる、あるいは地域の方々も取り込ん

でNPOを立ち上げるということも、十分これは起こり得ることだろうというふうに思っています。

ですから、まだまだこの認知度は低いとはいうものの、私はこの地域おこし協力隊は、地域に新しい風を吹き込む。そして、新しいものを生み出す。まさにイノベーションですね、を起こし得る存在だと思っておりますので、町としても支援体制を整えてまいりたい。

実は、アンケート調査、11名ということですから、卒業した方も含めてだろうと思えますけれども、当初に比べますと、受け入れ体制、相談体制は格段に向上しているというふうに思っております。先ほど申し上げたように、このことについては県からも大変お認めいただいているということでもあります。なおしっかりと職員も、3年後のことも見据えて相談に乗り、支援をしてまいりたいというふうに思っておりますので、また協力隊が将来NPOを立ち上げて、こういったことをしたいというときにも、町としても支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ちょっと前に戻るかもしれませんが、音楽隊員が2人になったことで、やっと共通の話をしながら今度どんなことをしようかというふうな、そういった企画の面でお話すること、機会ができたことがうれしいと。あるいは、鹿原のほうでしょうか。一緒になって音楽活動をしたというふうなお話もありました。

それから、農業についても同様で、経験はそれぞれ違い、年齢差もありますけれども、お互いに共有し合う、今思っていること、それから状況、今後のことについて、お互いに参考になることがあるので、一緒に話し合うチャンスは必要だというふうなことがありました。

今回4人が既にもう決まっているというお話でしたが、たしかその施政方針には、婚活の協力隊員も募集をされているということでしたが、その中で町が求めること、その婚活の協力隊員に町が求めることという点で、町長、今の時点で結果と数字とか、形とかではないと思いますが、その婚活の協力隊員に求めることについて、今の時点でこういうことをというのがありましたら、紹介していただきたいと思えます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 婚活の隊員ということですね。この初めての分野でございますから、どういった形になるか、楽しみにしているんですが、未婚の若い方がいらっしゃいますので、やはりそういった同じ目線でこの婚活というものをどのように進めていったらいいかという、この視点が私は大変重要だと思っております。今はベテランの方が担当してくださっていますが、ですからベテランの視点、

それからまさに自分自身もその対象となる未婚の隊員、こういった両者の視点でお互いに意見を出し合いながら、新しい企画を生み出していくということ、そういったことを期待しておりますし、大変楽しみにしているところでございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 活動の一つの形として、皆さん既にご承知かと思いますが、ちょっと紹介させていただきます。

「ここが好きだ！加美町」というパンフレットを平成28年度の協力隊員がみんなで作ったものなんです。これをこのカラーとこのカラーで比較してもわかるように、大変に見にくい、見えにくい。ぱっと目にして、「あ、すてき」とかとはどうも思えないような色、紙、質等々なんです。中身はともすてきなんです、ということを考えますと、もうちょっといい紙でいい印刷でということをしていただけたら、もっとみんなに伝わるんじゃないかと思うんですが、これ、新年度何か検討していただけないでしょうか。

○議長（下山孝雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） ひと・しごと支援室です。

加美町のお勧めスポットのパンフレットについてでございますが、議員ご指摘のとおり、手づくりのパンフレット、手づくりのよさもあるかとは思いますが、それで、この頒布は、移住定住セミナーでいらした方にお配りする物、ですから使用範囲が広くはありません。ですから、つくるにしても部数はさほど必要でないということで、手づくりでやっております。紙質あるいは印刷機等々かえることによっても改善できるのであれば、そちらを予算的なものもありますけれども、考えていきたいと思えます。ご指摘ありがとうございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 部数もそんなに多くないし、配るところは限られているということでもありますので、検討の余地がありそうですので、ぜひお願いしたいと思えます。

それから、受け入れてくれている法人とか、団体さんとかはもちろんなんですが、とてもよくしていただいているし、すごいうれしいというふうな、みんな口をそろえて協力隊の方たちはおっしゃっていましたし、ひと・しごと支援室には夜と言わず、昼と言わず、母親のように面倒見てもらって感謝しています、助けられていますという声もありましたことをつけ加えておきます。

それから、私は最後に、町にとって最終的にはその定住につながればベストだと思いますが、本人が自分の生き方についての発見ができたり、道が見えてきたりという、見つかったりすることも大き

な収穫ではないかと思えます。3年全部丸々そういったことで、その中から見出していくことも大変大きいと思えますので、定住したかどうかだけでない方向で協力隊員の活動を支援していただければいいんじゃないかなと思えますし、受け入れ先である地域の住民もそういった目で見ながら、お互いにまちづくりについて考えていく契機になればいいかなと思えます。

これで1問目の質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。

福島第一原発事故に由来する8,000ベクレル以下の放射性廃棄物の処理の今後について。

福島第一原発事故に由来する8,000ベクレル以下の放射性廃棄物処理について、昨年、県は一斉焼却の方針を提示しましたが、2度目の市町村長会議では全市町村長の合意が得られず、一斉焼却は棚上げ状態になっています。

以上を踏まえて、以下の点についてお伺いします。

①次回の市町村長会議までの間に、試験焼却以外の処理についてどのような検討をするのか。

②8,000ベクレル以下の放射性廃棄物の焼却以外の処理方法について町が検討する際、どのような機関と連携を考えているのか。

③放射性廃棄物を保管している農家などを対象としたアンケートの内容と今後の見通しについて、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、福島第一原発事故に由来する8,000ベクレル以下の放射性廃棄物の処理について、3点お答えさせていただきます。

まず、最初に、次回の市町村長会議までの間に、試験焼却以外の処理についてどのような検討をするのかというご質問でありました。

県は、当初は年明けから一斉に試験焼却という方針を示したわけでありましたが、全市町村長の同意が得られなかったこともあり、各団体が進める焼却以外の方法での取り組みということを示したわけでございます。1月30日に県庁において、市町村の担当者、環境省、農林水産省などの担当者が一堂に会しまして、堆肥化やすき込みを実施する際の留意事項やほだ木の林地還元、農林系廃棄物の処理加速化事業について、説明会がありました。また、町では、加美郡の農畜産物被害対策協議会というのがありますので、今後の対応については現在調整を行っているところでございます。

今後、関係機関・団体との意見調整、意見交換、それから情報の収集を密に行い、実際に汚染牧草等保管している農家の皆さんのご意見なども参考にしながら、最善の方策を見出していきたいという

ふうには思っております。

2点目の8,000ベクレル以下の放射性廃棄物の焼却以外の処理方法について町が検討する際、どのような機関と連携を考えているかということでございますが、当然、これは今申し上げたJA加美よつばなどの農業関係機関・団体、それから当然県の機関、そして近隣の市町村、こういったところとの連携を密にしていく必要があるだろうというふうには思っております。また、当然この農家の方々ですね。皆さん方とやはり課題解決への共通した認識を持ちながら取り組んでいくということが大事であるというふうには考えております。

3点目の放射性廃棄物を保管している農家などを対象としたアンケート調査の内容、今後の見通しというご質問でありました。

このことについては、2月1日に加美郡農畜産物被害対策協議会の幹事会が開催されました。協議会が中心となりまして、加美町と色麻町が同時に実施することで調整を図っております。現在、その内容等については検討をしているところでございます。アンケートの実施に当たりましては、1月30日に県庁で行われました農地還元に関する説明の内容などの情報を提供するということが1つ。そして、農家の皆さんの考えを広くお聞きするという、そしてそのことを今後の処理方針に反映させていきたいというふうには思っております。ですから、このアンケートの実施時期については決定しておりませんが、当然、次の市町村長会議までにはアンケート調査を実施し、回収を終え、何らかの町としての考え方というものをまとめたいというふうには考えているところでございます。その上で、他の市町村などの動向、県の処理方針なども参考にしつつ、加美町の処理方針を決めていきたいというふうには思っております。

いずれにいたしましても、極力、農家の皆さんのご負担にならないように、そして何よりも安全を確保しながら対策を講じてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 半年後の市町村長会議に向けて、準備が始まっていると思われま。現実的には方向性として、堆肥化、すき込み、林地還元に限られると思われま。どうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

県の説明会が1月30日にあったわけですが、その際も今議員さんがおっしゃったように、堆肥化、すき込み、それから林地還元についての説明ということで、町につきましてもそれ以外の方法

については現在のところ考えてはいない状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 2月9日の大崎タイムスの新聞記事に、2月6日の時点で町内の放射性廃棄物保管農家に堆肥化、すき込み等で処理するように求めたという色麻町の例の記事が載っていました。ここでも例のごとく、保管農家の窮状に触れていらっしゃいましたが、野積みしておくのは大変だ、不安だ、中身が既に液化している等々の訴えがあったとの記事でした。

保管農家の負担軽減ということについては、施政方針の11ページ、「JA初め関係団体との連携を図るとともに、国や県、他団体等の動向も注視しながら、保管農家の負担軽減に向けた対応策について検討を進めてまいります」とありますが、その保管農家の負担軽減とは具体的にどんなことを今の時点で考えられているのか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 負担軽減につきましては、これから処分方法を定めるわけでございますけれども、現時点では安全に保管しているということで、田代の放牧場跡地、それから農家の方に保管していただいているわけでございますけれども、なるべく早く処理することが望ましいかとは思いますが、なかなかすぐにはというわけにはいきませんので、他町村との動向、それから県との連絡調整を図りながら、今後なるべく早く処理できるように進めたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 加美町ではフレコンバックに詰めかえて平成26年だったでしょうか、詰めかえていらっしゃいますが、耐用年数はあと2年くらいしか残っていないのかなと思いますけれども、その後の対策については、あと2年後、すき込み、堆肥化、林地還元が2年の間に全部進むとは思われませんので、そのフレコンバックの耐用年数があと2年ということに限定されているかどうか、ちょっとわかりませんが、そういった2年後の対策についてどうするのか、検討されているのかどうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

フレコンバックにつきましては、ご案内のように、田代放牧場と、それから農家の方々に保管していただいております。フレコンバックの梱包状態につきましては、毎月現地に行って状況を確認しております。農家の保管についても同様でありまして、現在のところ特に問題はないというふうに考え

ております。メーカーの保証では5年とされておりますが、最低5年ということで、5年から7年ぐらいは安全なのかなというふうに思っております。すぐに詰めかえ作業を実施するというのではなくて、定期的に点検しておりますので、破損とか、そういうところが見つかった場合には補強なりをしていけば、すぐに今交換するというような状況ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） どの自治体でも必ず今後の処理について言及するときに、保管農家の窮状、保管農家の負担軽減上げられます。毎回これは私も言っていることなんですが、そういった個人の保管農家のケア、今後の対策について、精神的な不安もそうでしょうけれども、ずっとそういったことに意を用いていくということが必要かと思えます。大崎タイムスのその記事によりますと、ある農家からは、移動したり作業する農家の健康問題についても全く一切説明がなかったり、触れられていないというふうな声が出たりしておりますので、そういったことは加美町においても例外ではないかと思えます。ぜひ、今おっしゃったようなことをきちんと管理という面についても続けていただければと思えます。

それから、先ほどの答弁の中に、色麻町、加美よつば農協などで作る加美郡農畜産物被害対策協議会等々と連携してこの問題に取り組んでいくというふうなお話があったかと思うんですが、アンケート内容についてもここの協議というか、話し合いになるのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

加美郡農畜産物被害対策協議会の幹事会を先月開催いたしまして、加美町と色麻町、フレコンバックで保管しているわけでございますけれども、色麻町のほうが2月6日に説明会を開催したわけでございますけれども、加美町も3月に説明会の予定をしておりますけれども、両町の説明会を開催した時点で、両町からのさまざまなご意見を集約いたしましてアンケートの内容に反映させるということで、加美町、色麻町統一したアンケートで現状を把握するという状況になっておりまして、その後、どのような方法がいいのかということを検討することになっております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 3月に説明会を予定しているということでしたが、もちろん実施されると思えますけれども、アンケートの前に堆肥化とか、すき込み、林地還元等は何たるかということについて、



事前に共通認識を持つということが必要かと思えます。そういった説明会の内容になるのですね。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 説明会につきましては、12月開催の市町村長会議の内容と、それから今お話しいただきましたすき込み、堆肥化についての説明を中心に行うという予定にしております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） その結果、そのアンケートを作成して、アンケートをとる。こういった方向性を検討していくことになる、そういった手順で方向性を検討していくことになると思いますが、半年後という期間の制約があります。町としては放射性濃度の低い物は以前にもおっしゃっていたように林地還元をする。1,000ベクレルから2,000ベクレル程度の物は、十分な監視のもとでしばらくそのまま保管するなどの原案ということも持っていらっしゃるのかどうか。そのことについて、全てがアンケートの結果を見て方向性を検討するということにはならないかと思えますので、町としての見解について、今の時点でお示しできるのでしたらお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、県の方針も、400ベクレル以下の物について、林地還元、すき込み、堆肥化等の検討をしてほしいということでございますから、まずできるところから、これは加美町に限らずですね。できるところから濃度の低い物から処理をしていくということが原則であろうというふうに思っております。全体の6割が400ベクレル以下ということでもありますので、そこがまずは大事だろうと思っております。

また、それを超える物も当然加美町にもありますので、この物については現在県からも方針は示されておられませんし、町としても現在方針を持っているわけではありません。現時点で大事なことは、やはり安全にその物については保管をしていくということだというふうに思っておりますので、まずは400ベクレル以下の処分について進めていくということが大事だろうというふうに思っているところでございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 400ベクレル以下ということが示されては確かにおります。これも暫定許容値というふうな表現になっておりますので、これが絶対に安全なんだというふうには、どうも確定できないのかなと私は思っております。それから、堆肥化についての問題点についても、ではつくられた堆肥をどこで誰が使うのかとか、すき込みの場合でもすき込まれた土地をどこの土地にすき込むのか

とか、何に使うのかとか、そういったことも想定の上でやっていくということについてはもちろん当然ご承知で、そういうことを念頭に置きながらやっていくということでもよろしいんでしょうね。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

堆肥化、すき込みについては、色麻町の説明会に行ってきたわけでございますけれども、県の農林水産部の畜産課のほうから、農水省の指針に基づいて手順が示されているわけでございますけれども、そのことについてはそのやり方で特に問題ないと、安全性が確保できるというような説明でございました。そして、実証試験も宮城県内において7カ所実施しておりまして、その試験結果も安全な数値が示されたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） というふうなデータもある一方で、栗駒の例、結果というのも十分見ておく必要があるのかなと思います。堆肥化されたその土地で育てた物の野菜の中には、セシウムは移行していなかった。けれども、その土地の中には放射性セシウムは残存するというふうなことも実態としてありますので、余り慌ててやることはないのかなと。加速化ということが国からも言われているわけなんです、急いでやるということ余りしてほしくないなど。時間を稼ぐということが放射性廃棄物にとってはとても大事なことなんじゃないかなというふうに思っております。そういったことを念頭に置きながら、今後、町の放射性廃棄物については安全で安心の形の処理について検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分まで。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前を閉じ、会議を開きます。

通告5番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告どおり2カ件の一般質問を

行いますが、我々議員にとっては任期中最後の一般質問ということで、今後戻ってこられるかどうかわかりませんが、一生懸命努めたいと思います。

まず、第1問ですが、職員の資質向上について質問させていただきます。

1月28日付の大崎タイムス新聞に、「定住自立圏協定に調印」という記事の中で、町長の発言として紹介されていた中に、「人口流出を食いとめるには、職員の資質向上が重要。若者にとって魅力のある地域をつくっていききたい」とありますけれども、どのようにして資質を向上させるお考えなのか、以下の点についてもお伺いいたします。

1つとしては、トップダウンとボトムアップのバランス。

2つ目としては、1人1プロジェクトの検証と今後の取り組み。

3つ目として、業務量の検証と整理という点で伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、木村議員の最後の、最後というのは現在の任期中の最後のご質問に  
お答えをさせていただきたいと思います。

大崎タイムスの記事の中で、人口流出を食いとめるためには職員の資質向上が重要であるという発言があったということではありますが、まずお伝えしたいのは、この中でこういった状況の中で発言をしたかといいますと、それぞれの首長たちが、1市4町の首長たちが、これからの町の、市の取り組みについて、皆さん方に伝えるという場面でありました。我々の目の前にはそれぞれの市町村の職員が座って、各市町村長たちの話を聞いていたと。そういったシチュエーションの中で話をさせていただきました。

当然、私はイカノエの話をしたわけではありますが、なぜ私がこういう発言をしたかといいますと、首長一人ですることではないということ、これをお伝えしたかった。目の前にいる職員の皆さん、これは加美町の職員のみならず、他の市町の職員に対しても、これは職員と一緒に取り組まなければ推進できないと、地方創生は推進できないということをお伝えしたかったということが1点。

それから、もう1つは、加美町の職員に対して、加美町の職員の資質が高いがゆえに、今加美町は地方創生の事業を着実に推進できているということもお伝えしたかった。さらに頑張ってもらいたいという思いもあって、そういったお話をさせていただいたわけです。

この資質の向上、どの組織にあっても資質の向上を図るということは、つまり組織に属する構成員

のやりがいですね。いわゆるモチベーション、これをいかに高めていくかということにかかっているんだらうというふうに思います。

このやる気を引き出す上で大事なポイントが幾つかありますけれども、1つはやはり正しい、その人を正しいポジション、地位に置くということ、これが大事なんですね。やる気を引き出すための第1点、これは非常に重要。

2点目に大事なことは、高い水準の仕事を与えるということなんですね。いわゆるチャレンジ性のある仕事、これを与えるということ。これがないと、人々はやる気が起きない。資質が向上されない。持っているものが引き出せないということなんですね。ですから、まさに今、加美町ではこれまでにないさまざまな新しい事業に挑戦をしております。こういったことを通して職員の意識の向上、そして資質の向上が図られるものというふうに思っております。

3つ目として、自己管理に必要な情報を提供するというのも、これは大事になってきます。まさにこれは研修ですね。そのために加美町としては、市町村アカデミーや県の市町村職員研修所が主催する階層別研修、実務研修、専門研修のほかに、これは県内で唯一なんです、地域活性化センター主催の全国地域リーダー養成塾にも毎年1名を派遣しているところでございます。昨年度は77人、合計してですね。今年度も75人の職員を受講させているところでございます。

そして、さらに、決定に参加することができるということ、意思決定ですね。これも非常に重要な点でございます。よくこの「報・連・相」という話がありますね。この「報・連・相」の中の相談というのは、どうしましょうかという相談ではないんですね。組織運営における「報・連・相」の相談というのは、私はこうこう、こういう理由でこう思いますけれどもいかがでしょうかというのが、これは組織における相談なんです。つまり、自分で答えを見出すということ、これが非常に大事なんですね。そういった中で意思決定がなされていくこと。ですから、こういったことを通して、職員のやる気が引き出され、そして資質が向上していくということだらうというふうに思っております。

そういった中で、トップダウンとボトムアップのバランスというふうなことでもございますけれども、どの組織でもトップダウンと、それからボトムアップということはなされているわけです。支持命令系統はこれは上から下、下から上へということはありませんので、下から上に当然これはなされる。ですから、トップに立つ人間はその組織のビジョン、ミッション、戦略、こういったものは当然トップからボトムに向かってこれは流されるということですね。そこで重要なことは、このビジョンやミッションや戦略が、その部下に受け入れられるものなのか。あるいは、部下が理解できるものなのか。また、部下がそのことによってそれに共感できるものなのか。これが非常に重要だと思っております。

それがなければ、いかにトップが情報を流しても、あるいは指示をしても、組織は動かないということだろうというふうに思っています。

さらに、上司が、トップがさまざまな決断、最終決断を下すためには、さまざまな視点からの情報が必要です。ですから、まさにこれはボトムアップなんですね。下からの、部下からのさまざまな情報があり、先ほど申し上げたような部下が「これこれ、こういうふうなことを検討した結果、こうすることがいいと思いますけれども、町長いかがでしょうか」というこのボトムアップ、これがあって初めてトップも最終的な決断を下すことができる。ですから、組織というのは絶えずトップダウン、ボトムアップというのが繰り返されている。

さらに大事なことは、実はそれに加えて、言葉が何という言葉があるかわかりませんが、いわゆる横の連携ですね。特に、中間管理職ですね。管理職、課長、課長補佐、係長、こういった方々がいかに横の組織を超えた情報の共有、相談、そういったことがなされているかということがとても大事です。ですから、組織というのは上から下に、下から上に、そして横にという、こういった情報の流れがあって初めて機能するものだろうというふうに思っておりますので、そんなことを私も絶えず考えながら、組織の運営というものをやらせていただいているところでございます。

そういった中で、この1人1プロジェクトというふうなものもとても大事なわけですね。いわゆる組織を横断し、若者たち、若手職員が特に集まって、自由に話し合うと。そして、町が抱える課題、あるいは将来の課題についても自由に提案をしてくる、提案をするという、こういった取り組みも非常に大事でありますので、町としては平成24年と平成25年の2年間、15事業、153名に参加していただいて、あわせてテーマとしては31のテーマについて活発な議論をしていただいたということでありまして、ここで提案されたものが、幾つか実際に実現をしているわけでございます。

例えば、イメージキャラクター製作プロジェクトというものもございました。これが現在のかみへの誕生につながっているということでございます。それから、音楽フェスタ開催プロジェクトというものもありました。これが実際、現在の音楽フェスティバルの実施につながっているということでございます。また、まちづくり基本条例検討プロジェクトもございました。これは、平成28年の4月にまちづくり基本条例が施行されておりますので、これも実現しているということでございます。また、サイン計画プロジェクトというものもございました。早速やくらい施設から宮崎陶芸の里へ来町者を誘導するための案内板を設置したほか、平成28年度において町内主要施設、観光施設への誘導看板設置等について、このご提案を取り入れながら計画策定を進めているところでございます。まだまだ提案された中で実現していないものもありますが、今後、そういったものの中から将来の施策の展

開につなげていけるものがあると思っていますところでございます。

現在のところ、またこの1人1プロジェクトを例えば新年度で行うというふうな予定にはなっておりませんが、先ほど申しあげましたトップダウン、ボトムアップ、そして横の連携というふうな組織の中で情報の伝達の中で、やはり加えてこの自由闊達に議論する場ということは大事だと思っておりますので、さまざまな形でそういった機会もつくってまいりたいというふうに考えております。

また、3点目の業務量の検証、整理についてでございます。

先日行われました国の働き方改革実現会議においても、長時間労働の是正に関し、残業時間を月平均60時間、年間で720時間を上限とする政府案が示されたところでございます。労働法制の改正に向け具体的な議論が交わされているところでありますので、本町におきましてもこの働き方改革というものを念頭に置いて、サービスの向上を保ちつつ、行政の効率化、職員の仕事とそれから生活の調和、まさにワークライフバランス、こういったことを図っていくということが不可欠だというふうに考えております。その上で、事務事業の適正配分、職員の適正配置等の見直しの必要性というものを監査委員からも昨年指摘を受けておりますので、業務量の検証、それに基づく業務の整理、長時間労働の是正に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

まずは、業務の必要性の再検証というものが大事だろうというふうに思っております。さまざまな住民ニーズに応じて仕事というのはどんどんふえていきますので、やはりその必要性というものをきちんと検証していくということが必要だと思っております。さらに、この業務の取捨選択というものもこれが必要でありますので、さまざまなイベントの見直しなども含めやっていく必要があるというふうに思っております。また、類似した事業というものの中にはあるわけですから、そういったものも集積していくということも行なってまいりたいというふうに思っております。

また、職員個々のやはりこのタイムマネジメントというものが非常に大事なだろうというふうに思っております。まさに優先順位をつけて仕事をしていくと。ある例えなんです、箱の中に大小さまざまな石を入れると。そのときに、小さな石から入れますと、その全ての石がその箱の中におさまらないんですね。しかしながら、大きな石を最初に入れて後で小さな石を入れますと、箱にきっちりとその石が全部入るといふような例えもあるんですが、ですから大きな石から、いわゆる大事なことから、やさしいことからやるのではなくて、大事なことから、重要なことから取り組むということが大事であろうと。そういった優先順位をつけて仕事をする。タイムマネジメントということも意識しながら、職員に働いていただくということも非常に大事だというふうに思っています。

また、一人だけで抱えることなく、チームとして、組織としてそれぞれの係、課が協力をしながら

取り組んでいくというふうな仕事のあり方なども大事であるというふうに思っておりますので、そういったことも含めて残業時間を少しでも抑えることができ、職員にとってもライフワークバランスがとれるようなそんな働き方にしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、少し掘り下げてお伺いしたいと思います。

まず、最初に、先ほどの伊藤由子議員の質問の中でもあったように、協力隊の対応で県のほうからも非常に模範的であるということは、非常に我々町民にとっても名誉なことといえますか、うれしいことですので、そういったこととか、あとは地方創生においてもいち早く企画を出す。そういった職員の方の頑張りには敬意を表しております。

そういった中で、町長から今お話があったように、その正しいポジションといえますか、適材適所ですか。それと、新しいものにチャレンジしていくとか、あとは研修というお話もありました。その中で、今回2つ目の質問にはなるんですけども、町長の施政方針の中で特に強調されていたのが、その地域との連携といえますか、そういった住民との協働で町をつくっていくということからしたときに、やはり町民の方の力を引き出すためには、職員の方が一生懸命汗をかいていると、一生懸命知恵を出しているという姿が非常に大事ではないかなということで、例えば研修もさまざまご紹介あったようにいろいろな研修をされているんですが、例えばこういったことはどうなのかなという提案ではありますけれども、加美町を知る研修ということで、特に新しく職員になられた方はやはり仕事を通じて成長していくといえますか、当然その学校出たてとか、そういった方は学校のことは知っていても、社会人としてなかなか育っていかないと。

そういう中で、加美町の研修の1つとして、町の成り立ちなどの例えば地理とか歴史ですね。文化。なりわいとしての産業を知るために、町内の企業、これはもともとあった企業もそうですし、誘致企業、または地域を知るという意味で、日本郵便ですか、J P、あとは農協ですね。農業関係を知る。または商店などの協力をいただいて、そういったところで研修をするといえますか、一定期間働くことによって、そしてどんどん地域に入っていくことで、町民の方の暮らしや町の魅力を体感したり、住民の方の気持ち、心をつかんで信頼関係を築いていくということは、役場庁舎内では得られない経験を積むことによって成長して、そういった職員の方が多くなることによって、住民との協働でまちづくりが実践できて、町民から信頼されると。職員として成長させることができるのではないかなと思うんですが、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君）　さまざまな研修のあり方があると思っています。当然、木村議員がご提案されるような研修ということもあろうかと思っています。実は、新規職員とは一番最初に私お昼を食べながら、加美町のまちづくりについて毎年お話をさせていただいております。また、全職員を対象にした研修会も開催させていただいております。ですから、まず大事なことは、職員が、特に新規採用の職員が、町がどういう方向に向かってまちづくりをしているかということ、それを理解した上で、それぞれの部署で仕事をしていただくということがとても大事なんだろうと思っています。また、初任者研修は県等でも行っておりまして、町でもオリエンテーション等行っているんですけども、できるだけ早くその部署になじんで自分の仕事を覚えていただくということが最優先だろうというふうに思っています。

その上で、ですからなかなか新規職員をすぐにそういったほかの組織に、企業さんに一定期間研修に送り込むというのは難しいだろうというふうには思っています。ただ、やはり現場を知ることとは非常に重要なことですので、どういった形になるかは別として、そういった機会というものは検討していく必要があるだろうというふうに思っています。

実は、東京近辺、それから大阪、関西、企業さんを訪問した中で、回る企業さんは工場が進出しているところから実は1年間かな、2年間でしょうかね。職員を受け入れているというふうなお話をしまして、ちょっと私も驚いたんですけども、ですからさまざまな研修の形というのがあるかと思えますので、検討していきたいと思っています。

ただ、一方では職員の数ですね。これが今非常にぎりぎりのところでやっております。加えて、被災地への派遣とか、県への派遣とか、組合への派遣とかというふうな形をとっておりますので、余裕がないという現実もありますし、誰かを1人例えば長期間派遣しますと、その仕事というものをほかの職員が負担をしなくちゃならないということになります。そうしますと、また残業時間がふえるというふうなこともありますので、いろいろと理想としてはあるんですけども、現実を直視しながらできる範囲で職員の資質向上につながる研修というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君）　木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君）　確かにぎりぎりの人員も少なく、仕事もどんどん国の法律が変わり、業務がふえていくという中で、トップダウンとボトムアップのバランスということで質問させていただきましたが、町長が言われるとおり、上からの方針と下からの情報ということなんでしょうけれども、更にもその横の連携ということで、そういう意味では1人1プロジェクトの意義というのは非常にあったと



思います。担当の職員の方にお伺いしますと、やはり横の連携で課の枠を超えたつながりで交流も行ったたり、そういった意味では一つのをみんなで作って形になった喜びだったり、ふだんは接しない他の部署の方とやるという点でも非常に評価できると思います。この1プロにしても、やはり仕事量がかかなり多いだろうなという気はしております。

それで、町長はいっぱいやりたいこともあって、アイデアもあるので、これもあれも検討ということで、各課各担当の方が一生懸命その要望に応えようとして頑張っているわけですが、その辺もう少し、こう言うのであれば、町長のほうでその焦点を絞っていただいて少し、最初に種をまいてそこから芽が出て花が咲いてということで、かなりの部分で種をまいて、そのうち花が咲いてきたのもかなりふえてきていると思うんですけども、もう少し町長の時点で焦点を絞っていくということは難しいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと焦点を絞ってという意味がよく私理解できないんですが、指示を与えるときには明確な指示を与えるということが大事なんです。ですから、そしてこれは何のために行っているかということなんです。ですから、私はまずビジョンとして「善意と資源とお金が循環する、人と優しいまち」と、これを我々は目指すんですということをまずお示ししています。そのために、職員のミッションとしては、共生、そして協働、そして自治というまちづくりの理念に基づいて、里山経済の確立、健幸社会の実現、そして子ども・子育て応援社会の実現を目指していきます。それが我々の使命であります。これを実現するために、これを加速化させるために、戦略であるイカノエというふうな位置づけにしております。これは、全ての職員が知っていることであります。

ですから、このこと以外の指示というものは、私は出していません。このことに焦点を当てて、これを実現するためにそのことに焦点を当てて指示を出しているということなんです。ですから、私の要求に応えるというよりは、加美町が目指すべき町を実現するために、職員はさまざま調べ、知恵を出し、そして事業に取り組んでいるということだと思っています。ですから、私が一から十まで指示するわけではありませんので、今申し上げたような基本的な事柄について明確な指示を出す。それに基づいて実現するために職員が仕事をすることです。

この時代の変化というのは非常に激しいわけですね。多くの事業というのは、何十年と続いてきている。これは提携的な業務、これは続けなければならない業務というのは当然あるわけですが、その町、町でそれぞれの創意工夫によって行っている事業というのがあつたわけですね。この事業の中で、既に役割を果たした事業というものも実はどの町にもあつたわけですね。ただ、なかなかそれを切れず

に来ているというものもあるわけです。ですから、やはりこういったスクラップすべきものはしていくということ、やはりこれが重要だと思っております。イベントもそうです。それから、公共施設の統廃合というものも、これもやっていかなくちやならない。今、そのための計画づくりをやっているわけですが、ですから、そういった事柄をやっていく。

それから、もう一つなかなか時間がかかることは、本来公的サービスというものは、100%行政が担うべきものではないんですね。さまざまな民間の団体、ボランティアといいますよりはNPOですね。NPOのようなものが担うべき、あるいは担ったほうが町民のサービス向上につながるというものもあるわけです。ただ、こういったものはそう簡単に誕生する、あるいは育つというものではありませんので、こういったことももちろん我々取り組んでいるわけですが、そういったものも育成していく。そして、一緒にこの公的なサービスというものを担っていただくということも大事でありますし、そういった取り組みをしております。

また、これまで全て行政が意思決定をし、そして実施をしていたという部分を、これからは、これも時間はかかりますけれども、今我々検討しておりますのは、後の質問にもあるんでしょうけれども、コミュニティ単位で問題を把握し、そしてプランを立て、意思決定をし、実施していくという、こういったことをまさに住民自治というものを進めていきませんと、いつまでたっても行政が100%行政サービスを提供していく。住民の皆さんから要望があって、それに町が応えるというこの構図が変わらないということですので、そういったことにも取り組んでいく。ですから、すぐに全てのことができるというわけではありませんけれども、そういった方向で現在行っている業務量の削減とか、それからお互いにそのサービスを担い合う社会づくりというものを進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） まさにそのとおりだと思いますね。何でも行政ということではなくて、やはり自助・共助・公助でしょうか。そういう意味からいっても、やはり役場職員の担う役割というのは、どのようにしてその、通常その公共サービスも含めて、地域住民の方々の力を引き出すかという点も大事であって、その業務量の中に例えばイベントも、本当に一生懸命祭りのたびに職員の方が出てやっている。本来なら、地域住民の方が主体になって実行委員会をつくり、それをやっていくと。そのきっかけといいますか、仕掛けをつくる、本当の意味で能力を出していただくのが職員の方の仕事だと思うんですが、現状は要するに実労働といいますか、実際の労働になってしまっているという

点で、なかなか本来の仕事ができていないということからいって、やはり今までやってきたもの、役割を終えたという先ほど町長のお話もありましたけれども、その事業でこれから必要なもの、もうやめてしまったほうがいいもの、それと3つの町が1つになった以上、やはりお互い残しておきたいものはありながらも、精査していく。そういったことが実際に進めていかないと、なかなか新しいものがどんどんふえていき、古いものが残ったままでは、とても対応できないというふうに思っております。その辺、何とか業務量の検証・整理をいち早く取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさにそういったことが大事だと思っておりますし、職員にもそういったことを再三私もお話をしているところでございます。ですから、廃止できるもの、あるいは主催が町ではなく、町民の実行委員会等が担うもの、あるいは例えば音楽のフェスティバルなども行っていますけれども、こういった音楽のフェスティバルなどは例えば国立音楽院が担うところですね。さまざまな形で、廃止をするものも出てくるでしょう。それから、統合するものも出てくるでしょう。それから、実施主体を町民あるいは別の団体に移行していくということもあるでしょう。そういったことを総合的に検討しながら、業務量の検証・整理というものを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そういった意味でも、次の質問にも関連するんですが、やはり町民の目線といえますか、町民の方の声を取り入れた上で、本当に町民の方がこれは欲しいんだと、これは何としても残してほしいと。であれば、町民の方の力をかりたいんだというような、やはり役場庁舎内だけでの考えでなく、もっともっと地域に入って会話をしながら、そしてそのお互いに力を出し合えるようなことを中心に整理をしていただきたいと思っております。

次に移ります。

施政方針についてですが、今回、施政方針をお伺いしまして、やはり一番力が入っているなと思ったところが、新たな住民自治の確立ということで、町長の施政方針の中にもあったとおり、町長が初めて就任されたときの思いもここに出ているようであります。まさに協働のまちづくりという原点をことしは追求していくんだらうなという思いで伺っておりました。

そういった中で絞っていきますと、加美町まちづくり基本条例に基づいて、町民が主体となり参画と協働によるまちづくりを推進していこうということでもあります。その中で、小学校区単位、小学校

区を単位とした地域力の向上を目指し、地区別の人口予測と人口安定化シミュレーションを実施するほか、地域との話し合いを通じて活動の支援や人材育成を図るとありますけれども、現在考えられている点で結構ですので、具体的なお話をお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今のご質問にお答えする前に、一つだけお話をしたいんですが、決して役場職員が庁舎内の話し合いだけで事業を進めているということではないということ、ご理解いただきたいと思います。実は、協働のまちづくりというのは、大変時間のかかることです。これもジレンマなんですけれども、役場内だけで話し合っただけで決めることは大変スピーディーで物事を早く進めることができます。時間も短縮できます。しかしながら、町民の中に入って町民の意見も聞きながら進めるということは、これ大変な時間を要します。しかしながら、今そういった方向で、商工観光課もそうですし、協働のまちづくりももちろんそうです。さまざまな部署でそういったことを心がけているということは、ご理解いただきたいと思います。

その上で、小学校区単位をした町力向上を目指すための具体的な内容についてのご質問でありましたので、お答えいたします。

住民主体の地域づくりを実現するためには、地域がこのまま行けばどうなるかと。どういった改善が必要なのかということ具体的な数字で示すということが大事だというふうに思っております。そのことによって、住民も「じゃあ、頑張らなくちゃならない」というふうなことになるんだろうというふうに思っております。その一つの手段として、全町及び小学校区の人口予測と、それから人口安定化シミュレーション、こうなれば安定しますよというふうなシミュレーションですね。そして、行政区単位の79行政区単位の人口予測と人口安定化シミュレーションというものを実施したいと思っております。5年後、10年後、この動きはどうなるかと。大変ショッキングな数字が出るかもしれません。それはそれで住民のやる気を引き出す効果があるんだろうというふうに思っております。

具体的には、島根県中山間地域研究センターが開発した、小地域でも簡単に活用できるエクセルシート、ワークシート人口分析・予測プログラムを用いて、現在と5年前の男女5歳刻みの人口データをもとに、人口予測と人口安定化に必要な定住増加数を算出します。また、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を持った人材を集落支援員に委嘱をし、町の職員と連携をしながら集落の巡回、状況の把握、それから今後のさまざまな計画の支援なども行っていくこととしております。

こういったことから得られる集落の現状と課題、あるべき姿について話し合いを重ねていくことで、

地域を担う人材の発掘や育成、そして地域振興計画の必要性を共有することができるのではないかと  
いうふうに思っています。最終的には、住民主体による地域版総合計画の策定につなげてまいりたい  
というふうに考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 関連してといいますか、町長の施政方針の最初のほうに、同じような中で自治  
体経営というところに、地域経営という点がありました。コミュニティ推進協議会を主体とした地域  
経営ということで、この辺ちょっと質問させていただきたいんですが、現在そのコミュニティ組織を  
持っているのは、各旧3町の中でも限られております。例えば広原、鳴瀬、賀美石、旭ですか。あと  
は小野田の鹿原西部。そうしますと、旧3町の旧市街地といいますか、町の中心部分については、特  
にそのコミュニティ推進協議会というのがないと思われるんですけども、この辺、例えば中新田地  
区であれば、ある意味では消防団単位といいますか、旧行政区のうち3つずつの3ブロックになって  
おります。そういったその行政区3つごとのブロック単位でコミュニティ推進協議会をつるとか、  
活動の拠点を設定するとか、そういったようなお考えはないかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、新年度におきましては、モデル地区を設定しまして、そのモデル地区で  
この事業を推進してまいりたいというふうに考えております。このコミュニティ推進協議会ですが、  
おっしゃるとおり、もともとの中新田地区にはないわけです。この地方創生を進める上で、周辺部の  
人口の減少率が大変高いわけですね。旧もともと中新田というのはそれほどでもない。なぜこれを進  
めていく必要があるかといいますと、このまま行けば、それぞれの行政区、あるいはそれぞれのコミ  
ュニティー、地域がもたない。地域のさまざまな機能が維持できないという切迫した状況にあります。  
ですから、まずはやはりそういった地域、コミュニティ推進協議会がある地域でこういった取り組み  
を行うということが私は重要だというふうに思っております。

その次の段階として、しからばこのもともとの中新田地区をどういった形でこの自治というものを  
さらに進化させていくことができるかということについて、取り組んでいく必要があるというふうに  
思っています。当然、このシミュレーションについては、79行政区、コミュニティがないにか  
かわらず、79行政区ごと全て出てきますので、これについてはそれぞれの行政区の皆さん方にご理解  
いただく。どういった今状況にあるのか。今後どういうふうに自分たちが住んでいる行政区がなっ  
ていくのかということについては、当然これはご理解いただきたい。お示しし、ご理解いただきたいと

思っておりますし、その中でしからば中新田地区をどうしていくかということの次の段階で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それに関連してというとなんなんですが、私も以前に議員になりたてのころに、その行政区の再編ということで一般質問をさせていただいたことがあります。今79行政区あるわけですが、もう少しその整理統合、もしくは行政区単位できちんとした自治といいますか、活動ができる単位、そういったことに再編、変更する必要もそろそろ出ているのかなど。合併して14年たっておりますし、その辺についてもしお考えがあれば、伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさにこのコミュニティ単位、協議会単位での自治を進める上で、まさにトップダウンというよりは、ボトムアップで自分たちが置かれている状況、これからこういった形で人口等が推移していくのかということも含めて、恐らく地域の皆さん方がご理解され、このままでは自分たちの行政区として成立していかないだろうと。そういった統合も必要だろうと。そして、もっとコミュニティ単位という形でこの自治というものを進めていこうというふうになっていく可能性は多いにあるんだろうというふうに思っております。

ですから、町が機械的にこことここと行政区を統合させてということよりは、そういったコミュニティ単位での自治を進めていく中で、そういった意識も皆さんがお持ちになるだろうし、そういった方向に行くのではないかというふうな思いもしているところでございます。そんなことも含めて、このコミュニティ単位での住民自治というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 今回の質問は、この程度といいますか、このぐらいで終わりたいと思います。

ぜひ、職員の方が生き生きと仕事をされて、町民の方と一緒にまちづくりをしていけるような町政になることを祈り、我々改選期にある者がまたここで演題に立てるように希望しまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前 11時56分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

---

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（平成28年度旧上多田川小学校改修工事  
請負変更契約の締結について）

○議長（下山孝雄君） 日程第3、報告第1号専決処分した事件の報告について（平成28年度旧上多田  
川小学校改修請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第1号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成28年加美町議会第3回臨時会において、工事請負契約のご承認をいただいて工事を  
施工しております旧上多田川小学校改修工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、議  
会の議決を経た工事請負契約について、変更金額が契約金額の10%以下で1,000万円以下の場合は町  
長の専決事項であることから、平成29年1月13日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行い、同条  
第2項の規定により報告するものであります。

変更契約の主な内容は、1つ目として、展示・発表スペースとなる正面玄関ホールの屋根面のたわ  
みが確認され、小屋組みの損傷があったことから、その修理に要した追加工事、2つ目に、小学校開  
校以来から蓄積した正面アプローチであるインターロッキング舗装の水あか除去並びに舗装際の芝草  
切り取り除去の追加、3つ目に、屋根からの落雪による破損防止を図るため、空調設備屋外機の雪囲  
い設置工事、4つ目に、ギター製作実習室における塗装実習のための塗装ブースのダクト工事の追加  
などのための変更を行ったもので、これにより変更前契約額1億2,385万4,400円に461万1,600円を追  
加し、1億2,846万6,000円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては、平成29年1月19日までに工事は完了しており、4月からの開校に向  
けての運営準備を行っているところであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第1号専決処分した事件の報告について（平成28年度旧上多田川小学校改修請負変更

契約の締結について)を終了いたします。

---

日程第4 議案第6号 加美町音楽技能修得施設条例の制定について

○議長(下山孝雄君) 日程第4、議案第6号加美町音楽技能修得施設条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第6号加美町音楽技能修得施設条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、音楽を通して住民の福祉の増進や地域経済に貢献する音楽産業の創出及び音楽のまちづくりを担う人材の育成を目的とする加美町音楽技能修得施設の設置及び管理について、条例を制定するものです。

加美町音楽技能修得施設の整備につきましては、本町の地方創生事業に位置づけ、音楽と福祉のまちづくりに関する地域再生計画を策定し、平成26年3月に閉校した旧上多田川小学校を利活用して整備し、また、備品等については地方創生に関する交付金を活用して整備を進めてまいりました。

加美町音楽技能修得施設は、音楽を通して福祉を増進させる公の施設として住民利用に供するほか、音楽と仕事を結びつける長期的な人材育成を行うことができる施設として運用していくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番(味上庄一郎君) 1点だけ確認させていただきます。

国立音楽院の開校については、当初5年間の無償貸与としておりましたけれども、今回年額300万円という使用料、こういった経緯についてお願いいたします。

○議長(下山孝雄君) 企画財政課長。

○企画財政課長(熊谷和寿君) 企画財政課長でございます。

1点だけ確認させていただきますけれども、この300万円の内訳ということでよろしかったでしょうか。じゃないですね。減免の無償貸与の関係ですね。はい、わかりました。失礼いたしました。

企画財政課長、回答させていただきます。

以前、無償貸与につきましては、開校当時初期投資がかかるということで5年間としてございました。今回、条例を制定するに当たりまして、使用願といったもので出していただきまして、それに対



して使用許可をするということになります。その長期を、長期または独占的に使う方にとっては、これはまた議員の皆さんのご同意をいただくということになりますが、一応今のところ4年間としてございます。4年間上限で、上限で4年間と規則のほうで定めている次第でございます。したがって、当初5年間無償という部分につきましては、現在4年間を目途に検討していきたいと。ただ、年度ごとに収支計画といったものを出していただくことになりまして、それを総合的に判断をいたしまして、その無償、減免ですか。減免といったものを判定するわけでございますけれども、その実績あるいは決算書を見ながら判断してまいりたいと。今のところ、その免除につきましては4年を念頭に入れているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今のお話ですと、それは4年間無償貸与ということですか。5年後から、この年額使用料がかかるということでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長、お答えします。

先ほども申し上げましたが、その毎年、実績報告といったものをその長期利用者のほうから聴取をいたします。最長で4年間をその減免をしたいと。ただし、その収支、経営が健全化になりまして、その辺ちょっと私のほうでも調査をいたしますけれども、その収支の実績を見ながら、減免するかどうかを判断していきたいと。ただし、最長でも4年をということでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 済みません。ちょっとわかりにくいんですけども、最長で4年間ということは、4年間でその減免ということはこの300万円をかからないということですか。4年間。それでよろしいですか。ちょっとわかりやすく簡潔にお願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 申しわけございません。

4年間はこの300万円ですか、これを減免すると。また、無償……、減免をすると。また、5年は考えていないと。最長でも4年間ということをお願いしました。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 味上議員言った分、出ましたので、私もそれ聞こうかなと思っていました。そ

れはよろしいです。

何点かちょっとお聞きしたいんですけども、確認のためですね。利用の許可ということで、出た段階で1年を超える場合ということで、議会の同意ということなんですけれども、これ議会に出すのは大体どの、いつごろになるか。

あとそれから、もう少しあるんです。音楽院の機具とかピアノとか、一般の方々が使いますよね。いろいろ条例で値段、昼間とか夜間あるんですけども、どういう方々を想定して、例えば学生が使っている場合もありますよね。一般の方々行って使う場合、講師が入って教えるんだか、自分が行ってただ練習してこの時間帯払うんだか。

あとそれから、もう1点ね。3つなりますけれども、これ予算の段階で聞けばよろしいんでしょうけれども、新年度予算で936万円ほど雑入で見込んでいますよね。これが一般の方々の利用した分の金かなと思うんですけども、この辺の積算の根拠、もしお示しできればお願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

長期の利用の許可の件でご質問いただきました。

いつのタイミングで議会の同意を得るのかというご質問でございますけれども、本日この条例をご可決いただきましたら、直ちに国立音楽院のほうで長期使用のこの利用の申請を出すという段取りになってございまして、できれば今議会で最終日に追加議案としてまたご協議いただくという予定でございます。

それから、2点目の個人が使う場合というお話がございました。

昨日の三浦 進議員の一般質問でもお答えをいたしました。幅広く一般の方に使っていただく。公の施設として使っていただくという施設でございます。ただ、使用に当たりましては、これは長期利用者もいるものですから、あいている時間帯というように限定されると思います。講師もいるのかというようなご質問がございましたが、あくまでもピアノ練習、あるいはバンド練習といった形で、その方々に使っていただく。場合によってはピアノ調律等々でお使いになるといった場合は、これ別途その方にその講師料をお支払いしていただくというようになろうかと思っております。

それから、3点目の雑入でございますけれども、これは一般の方もさることながら、条例に加算金という形で条文を載せてございますけれども、これは電力料金とか、水道料金、ガス料金、長期利用者あるいは一般の方々の料金を雑入として処理をするというものでございます。と申しますのは、電気料金等々につきましては、電力のほうから加美町に対して請求書が来ると。町で一旦お支払いをい

たしまして、その分を国立音楽院に請求をすると。その入った分を雑入で処理をするというような形で、イメージでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 電気代入っている関係で、多分936万円になったということの理解でいいんですね。そうしますと、電気代除いて一般の方々といいますか、このピアノとかという使用料はどの程度この中に入れました。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今回の条例の中に、それぞれの部屋の使用料金を金額定めてございますけれども、その1割が電気料という形で私のほうで設定してございます。したがって、一般の方が利用する場合、例えば3,000円の、消費税抜きでございますけれども、3,000円の部屋を使用する場合は、300円が電気料、光熱水費で、2,700円が部屋の使用料ということで、町で2枚の納入書をその使用者の方にお渡ししまして、合計3,000円を振り込んでいただくと。私のほうでは300円と2,700円、これ別個に処理をするという形でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。（「済みません。まだ」の声あり）

○企画財政課長（熊谷和寿君） 電気料、先ほどの900何万円の内訳でございますが、電気料といたしまして、1カ月マックスで70万円を見てございます。12カ月で840万円、そのほかにガス代と水道代につきましては、月々4万円を見込んでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 済みません。そうしますと、この雑入で見ている分は、ほとんど電気代、ガス代、そういうたぐいのもので、一般の方々が来て、例えば入った分というのはほとんど見込んでいないという状況ですよね。最終的に決算でわかると思うんですけども、いいです、わかりました。内容はわかりました。

○議長（下山孝雄君） ほかに。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 三浦議員の一般質問にもあったんですが、一応広報をつくる上で必要だろうと思うので、300万円の使用料の内訳、110万円と190万円とお話ありましたが、それと使用料の関係で

すね。できれば課長のほうから説明をいただくと、記事になりやすいなど。

それと、この第7条関係の金額を変更する場合は、どのようなタイミング、どのような方法になるのか、その関係をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

まず、1点目の使用料300万円の根拠ということでございます。

昨日もお話をさせていただきましたが、まずこの使用料を算定するに当たりまして、まず1点目といたしましては、減価償却費でございます。工事そのものの総額で1億2,800万円ほどかかっていますが、そのうち一般財源が2,569万円と。この80%につきましては、辺地債を活用しているということで、これは消費税で措置をされるということでございまして、実質一般財源、この2,500万円をベースに計算をしてございます。木造校舎ということもございまして、耐用年数が22年でございます。1年の償却率が0.046となりまして、一般財源の2,569万円に償却率0.046を乗じますと、1年間の償却率が110万円ということでございます。

それから、2点目でございますが、維持管理費に係る経費でございます。

これは、3点ほど大きくありますけれども、まず町で払っておりますけれども、火災保険料、これが年間58万円、それから清掃に関する経費といたしまして、除草とか除雪、これもこれまでの経費を勘案して約60万円と見込んでございます。それから、実際施設管理にまず経費ということで、民間にいろいろ委託をしてございます。まず、1点目が消防の保安点検とか、高圧電気の保安点検、し尿浄化槽の管理、それから警備保障と、機械警備保障と。これらの経費が79万円と。これらを合計いたしまして190万円。したがって、減価償却と施設の維持管理費に係る経費ですね。これは190万円でございますので、トータル300万円とさせていただきました。

それから、第7条のその使用料を変えるタイミングということでございますけれども、今のところちょっと考えは持っておりません。この経費で、まず委託料で、使用料でやっていくということでございますので、今この改定の時期については考えは持っていないということでご理解をいただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 済みません。別表1のほうも、これはほかの例えば公民館とかバツハホールの使用料とか、そういったものが根拠なのか、この辺もお願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

別表1のそれぞれの小部屋といたしますか、この部屋の使用料というこの根拠はというご質問でございました。

ただいまお話にありましたように、公民館、バツハホール、あるいは大崎管内の類似施設等々のこの使用料を参考にしながら、今回定めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町音楽技能修得施設条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町音楽技能修得施設条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第7号 加美町小学校入学祝金支給条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第5、議案第7号加美町小学校入学祝金支給条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第7号加美町小学校入学祝金支給条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、宮城県が少子化対策及び子育てにおける経済的負担の軽減を図るため、平成29年度から小学校入学用品及び入学祝金を支給した市町村に対して、その一部を助成する制度「小学校入学準備支援事業補助金」を創設することを受け、本町では保護者等の教育費負担の軽減を図るため、小学校入学祝金を支給するものです。

支給対象者は、第3子以降の子が小学校に入学する5月1日に町内に住所を有する保護者及び児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親のうち、被措置児童が小学校に入学する年の5月1日に町内に住所を有する者で、子1人につき3万円を祝金として支給するものでございます。なお、支給額については3万円を上限に、2分の1が宮城県から補助されるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 済みません。半分が県からの助成ということで、残りの半分の財源がどうなっているのかということと、これは平成29年度、新年度の入学児から採用というか、適用になるのかということで、大体今現時点で人数がどのくらいいらっしゃるのか、確認させてください。

○議長（下山孝雄君） 国の補助でなく、県の補助ですね。（「半分が県」の声あり）先ほど国と言ったので、県の補助です。教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長、お答えします。

まず、県補助を除いた2分の1でございますが、これは一般財源で対応したいと考えてございます。

それから、対象者でございますが、現時点で把握しているのが41名ということでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 第5条に、「町長に申請しなければならない」という表現をされているわけですが、通常だとこちらで出生関係で確認ができて、上から金額を支給するというふうにしてもよろしいんだと思うんですが、あえてここに申請しなければならないというのは、県の金も入っているからかどうなのか、その辺の表現についてちょっとご説明をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

第5条におきまして、申請という形で規定させていただきますが、この内容につきましては、ご指摘のとおり第3子であるかどうかというものの判定につきましては、まず住民基本台帳、それから戸籍、そして児童手当の状況、そして所得税等で判定をするわけでございますが、それらの一連の判定に要します情報というものを申請者の方々からいただいて、その内容を審査するというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） ほかに。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） わかる範囲で結構なんですけど、他町村というか、県内のこの状況、わかればお願いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

本事業につきましては、ほとんどの市町村で取り組むというところでございます。まだ若干未定というところもございますが、ほとんどの市町村で取り組むという内容でございますし、既に市町村によっては県の事業以前にこういった入学祝い金というものを支給しているところもございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 済みません。金額等、わかるでしょうか。わかりませんか。他町村。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

全ての市町村の状況を把握はしてございませんが、例えば栗原市におきましては、同じく第3子以降の児童の保護者に対して10万円を支給と。あるいは、七ヶ宿町さんでございますけれども、第1子に対して5万円、第2子に10万円、第3子以降には15万円というような形で支給されている自治体もあるようでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町小学校入学祝金支給条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町小学校入学祝金支給条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第8号 加美町総合計画審議会条例等の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第8号加美町総合計画審議会条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町総合計画審議会条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、平成28年3月28日付で議会から、より一層の議会改革を図るため、各種審議会等への委

員等には就任しない旨の通知を受けたことに伴いまして、審議会などの組織について構成委員に議員を規定している加美町総合計画審議会条例など10件の関係する条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 第8条について伺います。

都市計画審議会条例の一部改正とありますが、政令によりますと、議員が入るべきものの審議会の1つ、3つほどあるようなんですが、そのうちの1つのように思うんですが、この辺の扱いをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたが、今回の見直しということで、見直しの中に関係行政機関または県の職員という中に、2名以内ということ今回見直しの中で3名ということにしております。その中で、今議員のおっしゃった審議会の中に入るべきということになっておりますが、今回の見直しの中で今までその中に行政機関という中に管内の警察署と県の土木事務所の方が入っておりました。それで、平成22年3月に都市計画の見直しがございまして、現在大崎の1本になりまして、大崎広域都市計画区域という形になってございます。その前が各行政ごとに古川であれば古川の年計画区域、岩出山、あと鹿島台、当然中新田ということになっておりましたが、平成22年3月に大崎広域年計画区域になったということで、今回のその見直しの中に2名から3名の中に大崎市の都市計画課の職員のほうも入れるということで、今回3名ということで見直しをかけております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ちょっと意味が違いますが、それはわかりますけれども、「第3条第1項第2号を削り」というのがありまして、削るということは町議会議員が4名ということだったのがゼロになっているんですが、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令というものの中に、その議員を含むというか、入れるというふうになっていると思うんですが、全国的なものも見ますと、法令による議員の参画が定められているものと、青少年問題協議会、それと民生委員推薦会、都市計画審議会と3つあるようなんですが、これとの関係で議員が入るべきものというか、入らなければならないものと理解しているんですが、いかがでしょう。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。



○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えします。

大変申しわけございません。今のところ、ちょっと持ち合わせの書類がございませんので、ちょっと検討させていただきます。後でまた回答のほうをさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 課長、これ、あれなんですか。都市計画というのは加美町ではやっていないんじゃない……、やっていますか。もうストップしているんですよね、ずっとね。委員の選任、新しく入っていないんですよね。もうやっていないんです。あれですよね。推薦。後でこれ、はっきりもらいますので。しばらく議会からは出していなかった経過があります。もう、これは。これはよく調べて対応、はい。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町総合計画審議会条例等の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町総合計画審議会条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第9号 加美町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第9号加美町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第9号加美町個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正する法律が、平成28年12月28日に公布されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、固定特定個人情報の利用を促進する目的から法律が改正されたことにより、特定個人情報等の利用範囲を拡充するため、条文を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町個人情報保護条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第10号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第8、議案第10号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、特別職の非常勤職員の報酬について、一部の職種の報酬を月額として本条例に規定しておりましたが、公民館長など任用の実態がないことや、児童家庭相談支援員など勤務形態等から労働者性が高いと認められるため、特別職としての任用から一般職の非常勤職員の任用に切りかえるために改正を行うものであります。

また、平成29年度から新たに発足いたします鳥獣被害対策実施隊に伴い、非常勤職員の公務災害手続上必要となるため、本条例に追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） この隊員総数、何人で構成されるものなのか。あと、この年額の金額の根拠というのはどういうものからはじき出したのか、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（猪股 繁君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊につきましては、規則のほうで隊長1名、副隊長または分隊長を3名、隊員を40名以内として、当初につきましては36名を任命したいと思っております。これにつきましては、鳥獣被害駆除隊の方々を任命したいと思っております。

2つ目の年額につきましては、隣接市町の大崎市及び色麻町も実施隊を設置しておりまして、その金額と同額を見込んでおります。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 今、森林整備対策室長から年額の根拠あったんですけども、これは規則では出動した場合には幾らの加算とか何とかということもその規則の中に出てきているのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（猪股 繁君） これにつきましては、年額でございまして、活動につきましては鳥獣被害対策協議会のほうでパトロール及び捕獲等の賃金を充てることになってございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第11号 加美町税条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第9、議案第11号加美町税条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第11号加美町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されました。これに伴い、加美町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を延長するもの、消費税率10%段階の措置に係る見直しとして、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となり、施行期日が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期となったこと、また、導入時期が変更となったことに伴う規定の整備等、その他地方税法等の改正により、条文の整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第12号 加美町行政財産の使用料徴収条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第12号加美町行政財産の使用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第12号加美町行政財産の使用料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法の改正による整備と、あわせて使用料の別表が表記されていなかったため、その内容を表にまとめるために改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号加美町行政財産の使用料徴収条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号加美町行政財産の使用料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第13号 加美町放牧場設置基金条例の廃止について

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第13号加美町放牧場設置基金条例の廃止についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第13号加美町放牧場設置基金条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本条例は、畜産農家の経営安定と畜産振興を図る目的で、平成16年に制定され、町営放牧場の整備を行うための基金を設立し、取り組んでまいりました。平成24年度からは、国の農山漁村地域整備交付金を用いて、公共放牧場整備事業が行われ、放牧場設置基金も同事業に活用し、乳用育成牛舎、肉用牛舎等の施設が整備されました。平成27年7月には、肉用牛舎が完成し、200頭規模の預託を開始しており、平成28年3月までには全ての施設整備が完了しております。

以上のことから、放牧場設置のために制定された本条例について、当初の目的を達成いたしましたので、本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町放牧場設置基金条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町放牧場設置基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。2時5分まで。

午後1時49分 休憩

---

午後2時05分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前を閉じ、会議を開きます。

先ほどの議案第8号について、建設課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 先ほどの条例についての説明をいたします。

先ほど木村議員のほうから、都市計画法の第77条第3項の規定に基づき、審議会のほうに市町村の議員のほうを委員としてということで任命についてご質問の中で、今回の見直しの中で削除させていただきましたが、都市計画課のほうにその辺も踏まえて、あと都市計画のほうが大崎1本になったということもありまして、加美町の都市計画審議会が必要性と、あと今回のその木村議員が言いました議員を削除するというのも踏まえて、都市計画課のほうに確認しておりますので、その結果を踏まえて、あしたまた条例のほう改定があれば上程させていただきますので……。

済みません。あした、今確認しておりますので、あしたとりあえずその結果のほうを報告させていただきますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 先ほどの扱いですけれども、もう既に採択しておりますので、整合性をとりまして追加で必要なことがあれば、そのときに議案としてまた出てくるような形になると思いますし、とにかくあした、こういった対処になりますか。ここで。はい。

---

日程第12 議案第14号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第15号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第14号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第13、議案第15号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第14号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第13、議案第15号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については一括議題とすることに決定いたしました。

日程第12、議案第14号及び日程第13、議案第15号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第15号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、指定地域密着型サービス事業者等が整備し保存すべき記録の種類及び保存期間等に係る規定について、指定地域密着型サービス事業者等の実地指導等を町が県と合同で行う場合に、県の規定と整合を図る必要がありますことから、改正を行うものであります。

改正の主な内容は、指定地域密着型サービス事業者等が整備し保存すべき記録として、従業者の勤務の体制についての記録及び介護サービス費の請求に際して審査支払い機関に提出した記録を加え、

記録の保存期間を2年間から5年間に改正するものであります。

また、施行予定日までに2年間の保存期間が満了していない記録についても、5年間の保存の対象とするよう、附則で定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 今、町長からの提案理由の中で、県との整合性を持っていくというようなことなんですけれども、その背景と、あとこの一部改正したことによっての効果、それからそのサービスを受ける人たちがどのような利点があるのかというようなことについて、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

今回の改正につきましては、これまで記録の保存期間等については町が2年間としておりました。これは、国の基準でこの部分については参酌すべき基準というようなことで、2年というようなことで、それ以上にするのは問題がないということがございますが、基準に従ってとりあえず2年にしたものでございますけれども、県等におきまして5年という期間を設定をしているというようなことで、提案理由でもありましたが、施設については県と町が合同で検査、実地指導等に入る場合がありますので、あわせて設定をしたいというようなことでございます。

あわせまして、例えばいわゆる過誤の請求であったり、不正請求であったりというような場合になった場合におきまして、遡及してできるのは地方自治法で5年間というふうにも定めておりますので、その記録について5年間整備を、保存をお願いしたいというようなことでございます。

利用者にとっての利点というような部分では特にはございませんけれども、事業者における記録の保存等を確実にお願いをするというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。



お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第15号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第16号 加美町まちづくりセンター条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第16号加美町まちづくりセンター条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号加美町まちづくりセンター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、このたび宮崎地区商店街活性化の拠点施設として、加美町まちづくりセンターと一体として活用する敷地に物販、情報発信、食事ができる新たな拠点施設を設置することから、加美町まちづくりセンター条例の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、新たな拠点施設の名称を「みやざきどどんこ館」とし、使用料等を新たに規定したものです。同施設は、春のオープンに向けて準備を進めておりますが、施設管理の一部を加美町振興公社に委託し、施設の運営については地元住民で設立する運営組織が行うこととしていますが、いずれは指定管理に移行したいと考えております。

なお、この改正により、今後他の地区に商店街活性化の拠点が設置された際に、施設の名称や位置に関する条例等を追加していくことも想定していることから、題名を「加美町商店街活性化拠点施設

条例」に改めております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 料金の設定ということで、別表1ですか、に町内は20%以内、町外は25%以内という範囲を持たせているんですけども、実際のところは幾らと設定したのか、まずそれが1点と、それでそのパーセントを変える場合は誰がどのような形で変えるのか。以上、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

まず、その町内の生産者等の販売の20%以内の関係でございますが、こちらにつきましては現在10%という形を想定してございます。あと、町外につきましては、一応15%ということで現在原則考えてございます。

それで、これらの部分をパーセンテージを以内という中で10%、15%というものに関しまして、いつ、変える場合ですね、なのかということでございますが、現在のところは当面状況を見ながらやっていきたいということで考えてございまして、今後、その時期に関しては現在まだお答えできないという状況でございます。

あと、誰がということでございますが、一応その運営を地域の方々にやっていただくということでございます。ですから、運営が成り立つような形での部分ということになります。そういうことで、皆さんと協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そうすると、一応上限を決めたということで、あとは実際に運営していく方々でということに理解してよろしいんですね。町がどうこうということではなく、あくまでも運営主体ということによろしいんですか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 運営される方々のご意見をお聞きをしながら決めていくということでございます。最終的には町で同意をするという形になります。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号加美町まちづくりセンター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号加美町まちづくりセンター条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第17号 加美町道路占用料等条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第17号加美町道路占用料等条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号加美町道路占用料等条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年1月18日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、加美町道路占用料等条例を改正するものであります。

道路占用料につきましては、道路法第39条第1項及び第2項において、町道などの道路管理者は道路の占有につき占用料を徴収することができ、その額については道路法施行令に定める額を参考として設定するよう努めることとなっていることから、道路法施行令の改正に合わせ、道路占用料等条例の一部を改正するものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） たびたび申しわけありません。

ほとんどは改正で下がっているんですが、資料の最後のほうに、道路施行令第7条第3号に掲げる施設等々に定数を書いてあります。面積に対しての係数がこの部分だけ上がっているんですけども、ほかは全体下がっていることに対してここが上がっている理由をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えします。

道路法の第32条第1項のほうは、ほとんど電柱関係と電線関係でございます。今、議員がおっしゃいました施行令の第7条第1項に掲げるものについては、看板、標識等、あとパーキングメーター、加美町にはございませんが、それが該当になっておりますので、その地価に関する看板等に設置、そういう形についてだけ、今回下がっていないというか、になっております。

要は、営業上必要なそういうものに対しては、今回は下がらなかったということになっています。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 上がっていないというよりは、上がったんですね。（「そうですね」の声あり）で、よろしいんですね。はい。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございましたら。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） この改正によってどのぐらい減額といたしますか、収入が減るのかなというような思いがあるんですけども、どのぐらいの試算を想定しているか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えします。

まず、平成28年度の、今道路占用料のほうから申し上げますと、全体で約376万円ほどになっております。今回の単価の減額によってということでございますが、設置本数等がふえたりしておりますので、ほとんど減額はございません。平成29年度の予算編成でもほとんど減額されていませんので、よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町道路占用料等条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号加美町道路占用料等条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号 市町の境界変更について

日程第17 議案第19号 境界変更に伴う財産処分の協議について

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。日程第16、議案第18号市町の境界変更について、日程第17、議案第19号境界変更に伴う財産処分の協議について、以上2件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第16、議案第18号市町の境界変更について及び日程第17、議案第19号境界変更に伴う財産処分の協議については一括議題とすることに決定いたしました。

日程第16、議案第18号及び日程第17、議案第19号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第18号市町の境界変更について、議案第19号境界変更に伴う財産処分の協議については、関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、多田川左岸地区の農地整備事業が施行されたことに伴い、県営多田川左岸地区土地改良事業区域内において、大崎市と加美町の境界を変更するものであります。

受益面積203.7ヘクタールの多田川左岸地区は、平成11年度に農地整備事業の採択を受け、全体事業費28億7,000万円の事業概要により、平成30年度事業完了に向けて整備を進めております。今回の案件は、圃場整備事業が施行され、未整備の区画から大区画の農地に整備されたことに伴い合理的な換地処分を行うため、大崎市、加美町の境界を整備後の区画に合わせて変更するもので、境界変更による大崎市と加美町間のそれぞれの移動面積は3万268.12平方メートルと同数であります。

なお、多田川周辺の略図や移動面積の土地明細などの概要につきましては、あらかじめお手元に配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 町の名前が変わるわけなんですけど、この字名はどうなりますか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

現在、この協議書の資料でよろしいのでしょうか。旧町の大崎市岩出山、古川とありますが、これ

が加美町になりまして、加美町の方が下多田川部分が大崎市になるということで、ちょっと新しい字名については手元の資料がないので、字名についてはちょっと把握しておりませんので、後でご報告申し上げたいと思います。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号市町の境界変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号市町の境界変更については原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第19号境界変更に伴う財産処分の協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号境界変更に伴う財産処分の協議については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第20号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（下山孝雄君） 日程第18、議案第20号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第20号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、大崎消防本部庁を建てかえるために、大崎地域広域行政事務組合規約に規定する関係市町の負担金のうち、消防費負担金の消防本部庁舎整備に係る用地費について、規約を変更するものです。

建設場所を旧大崎市民病院北側の大崎市古川千手寺町二丁目地内とし、面積が約1万2,000平方メートルということから、用地取得に要する経費が高額となるため、組合会では土地代にかかる3億円

を関係市町からの負担とし、残りを大崎市の負担とすることで承認されました。ただし、関係市町負担分の3億円については、財政調整基金を充てることとなったため、残りの経費を大崎市の負担とすることを規定するものです。

なお、今回規定する内容は、平成29年度の用地取得のみに適用するもので、平成31年に消防庁舎が完成する予定であります。一部事務組合の規定の変更については、地方自治法第286条第2項の規定により、それぞれの関係地方自治体の協議によりこれを定めることとされ、それらの協議については議会の議決を経ることとされていることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号大崎地域広域行政事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時36分 散会

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年2月21日

加美町議会議長 下山孝雄

署名議員 味上庄一郎

署名議員 猪股俊一